

## (仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査を実施している項目及び内容は以下の通りです。 ①希少猛禽類 時期：2023年1月～10月（1営業期） 内容：当該地域の希少猛禽類の生息状況を把握するため、事業実施想定区域及びその周囲を対象とした目視観察調査を実施。 ②植生 時期：2023年8月、10月 内容：当該地域の植生を把握し、方法書段階での適切な調査計画策定に資するため、事業実施想定区域を対象とした航空写真判読による基図作成及び現地での群落組成調査を実施。
			2次	夏季及び秋季に植生に関する前倒し調査を実施しているとのことですが、今後、春植物確認のための春季調査等は計画なされているのか、前倒し調査の今後の予定についてご教示願います。	現在、頂いたご意見をふまえ、業務工程を検討しており、現時点では前述のほか前倒し調査の予定はございません。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみで、電子縦覧図書のダウンロード・印刷はできないこととなっています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。
			2次	①電子縦覧においては画面のハードコピーを行うなど、悪意を持たば盗用や第三者による利用等は容易に可能であり、また、著作権法上の問題は法的な対応を行えることから、貴社の対応は実質的な意味を持たないと考えますが、見解を伺います。 ②縦覧期間終了後は公表を行わないことで、計画内容の確認を行おうとする際に確認できないことは、外部から事業による環境影響を検討する際に大きな支障となり、累積的影響の評価が困難となるものと思われま。懸念払拭と相互理解向上のためにも関連業者全体でのダウンロード・印刷は重要と考えますが、利便性の向上について改めて事業者の見解を伺います。	①問題が発生した事後の対応として、著作権上の法的な対応が行えるとしても、すべての悪用を把握することは困難であります。また、悪意を持たば盗用や第三者による利用等は可能ですが、それを容易に行えないようにする環境整備等の予防策は必要と考えております。 ②外部から環境影響を検討する際に図書の公開が必要である旨問い合わせがあった場合は、必要な手続きを経たうえで、図書の提供を前向きに検討いたします。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、環境影響評価手続きに限らず、事業検討段階の各段階に、関係自治体、地元的环境保全団体等との協議、及び住民への事業説明等を適宜実施し、懸念や不安等の払拭に努め、相互理解を促進して参ります。今後も適宜自主的に説明を行っていく予定で、引き続き密にコミュニケーションをとりながら検討を進めていきます。
			2次	①道から関係市町村への意見照会に対し、猿払村からは「事業計画については中止し、建設箇所について再考を求め」との回答がありました。このことから本事業は現時点では地元から理解が得られていないと考えますが、貴社はこれまで住民との相互理解のためにどのような対応をしてきたのか、具体的にご教示願います。 ②猿払村が事業に対し否定的な見解を有していることについての見解及び今後の対応を伺います。	①説明状況については別添資料①の通りです。別添資料①に記載の内容は相手方に確認を取ったものではありませんが、稚内市、豊富町、猿払村において確認を取った議事録の概要を記載しております。 ②猿払村にも事前説明をした際には、否定的な回答はありませんでした。しかし、今回否定的な見解であることが提示されたため、引き続き猿払村と適宜協議を行い、相互理解に努めて参ります。
追加 1-4	-	事業計画	1次		
			2次	本事業に対しては、9月27日に日本自然保護協会が、イトウの国内最大の産卵地であり事業による影響は甚大であり、本事業は行うべきではない等とする意見書を、10月27日に日本生態学会北海道地区会が同様の趣旨の意見書をいずれも貴社に提出したこと、また、10月13日に国立環境研究所が、主幹研究員の名前でイトウの国内最後の健全な生息域が脅威にさらされることは避けられない等とする解説記事をWebで公開しています。これらの意見等によると、絶滅が危惧されているサケ科魚類のイトウへの影響を十分に回避するためには相当大きな対応が必要になると考えますが、見解を伺います。	本事業により発生する濁水と、それに伴って生じる水生生物への影響は、林野庁の指導や各種技術基準に準拠した対策を講じることによって、一般的な土木工事（道路・林道敷設、河川工事等）や農林業に伴って生じる濁水と同等程度に抑えられるものと考えられること、改変箇所を可能な限り水域から離すことで、影響の低減が図れること、また尾根部の流域界付近における改変箇所については、改変部の勾配を調節し、イトウの産卵河川に排水を流さない計画とすることで、当該河川に対する影響の回避が可能であること等から、濁水による影響は回避・低減しうる可能性があると考えております。 しかしながら、各専門機関からご指摘頂いているとおり、イトウへの影響については慎重な対応が求められることから、今後、ご意見いただいた専門家（専門機関）へのヒアリングや協議会を設置するなど、検討して参りたいと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 1-5	-	全般	1次		
			2次	地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために 【その他の市町村】 ・北海道景観計画 ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン を参考にし、事前相談をおこなうなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めます。また、周囲との調和を図るために、ご助言いただきました北海道景観計画、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを参考に事前相談などを行ってまいります。

## 2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	4	第一種事業により設置される発電所の出力	1次	総発電出力の注釈をみると、現段階の想定であり、単機出力及び設置基数に応じて変動する可能性があること記載されていますが、単機出力又は設置基数が、本図書に記載されている値を超える可能性があるということでしょうか。	配慮書に記載した総発電出力は想定される変動のなかでも「最大」の値を示したものであり、単機出力及び基数は現在想定される範囲での最大を記載しており、超過することは想定しておりません。ご指摘のとおり、方法書以降では誤解のない表現に改めさせていただきます。
追加 2-7	5 28	図2-1 事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況	1次		
			2次	事業実施想定区域は、稚内空港に近接しており航空機の飛行経路に影響を及ぼす可能性がある。このことから、東京航空局稚内空港事務所等の関係機関に確認する必要があるので留意すること。	計画の熟度を高め、適宜、東京航空局稚内空港事務所等の関係機関に確認して参ります。
2-2	15	2) 検討対象エリアの絞り込み	1次	検討対象エリア3市町村のガイドライン等の資料との整合について、どんな点を確認したのか伺います。	関係地域のガイドライン等の資料につきましては、ガイドラインの記載やガイドラインマップ等との位置関係を確認し、計画地から除外することが望ましいとされる区域・指定理由等の内容を確認したうえで、事業区域の検討を行いました。その後、事業区域の検討経緯について自治体に説明し、了解を得ることで、資料との整合をはかりました。具体例の一つとして、住居からの離隔距離の設定につきまして、質問2-3①に回答致します。
2-3	15	(c)生活環境への影響が想定される区域の除外	1次	①住居及び配慮が特に必要な施設との離隔距離を1.0kmに設定した理由をご教示ください。 ②配慮が特に必要な施設とは、どのような施設かをご教示ください。	①住居及び配慮が特に必要な施設との離隔距離は、関係地域で規定された以下のガイドラインの記載を参考としつつ設定しました。 ・「豊富町風力発電施設設置に関わるガイドライン(平成29年12月11日)」では、「周辺住民とは風力発電施設から1km以内に居住する者」と定義されているほか、「風力発電施設については住宅等(学校、保育所、病院、福祉施設等住民が利用する施設を含む。以下、「住宅等」という。)から500m以上離れること。」とされている。 ・「稚内市風力発電施設建設ガイドライン(H12.4.1制定/H15.4.1改正)」では「原則として民家から500m以上離れること」 ②「発電所に係る環境影響評価の手引(経産省、令和2年11月)のp.31、「学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」の記載を参考に、学校、保育所、病院、診療所、住居等が対象になるものと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	16 23 33	(e) 累積的影響が懸念される区域の除外	1次	<p>本事業は実施想定区域の全域が他事業と重複しているほか周辺にも既設及び計画中の事業が複数存在しており、累積的影響が非常に係わってくる地域であることから、</p> <p>①そうした地域に事業を計画すること自体についての考えをご教示願います。</p> <p>②既設の風力発電機及び他の風力発電事業計画との離隔距離を2.0kmに設定した理由をご教示ください。</p> <p>③他事業との累積的影響は互いの事業の進捗状況により環境影響評価手続の中では予測・評価にきちんと反映できないことも想定されますが、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えます。現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>④他事業との環境影響の累積的影響の評価について、今後どのように対応する考えなのか伺います。</p>	<p>①生活環境に係る累積的影響につきましては、隣接する対象事業実施区域（方法書以降の段階）から2kmの範囲を計画地から除外することに加え、方法書以降に行う事業区域の絞り込み、調査結果を踏まえた風力発電機の配置検討等により、重大な影響を回避・低減できる可能性が高いと考えております。また、自然環境に係る累積的影響につきましては、現時点では知見が乏しく、配慮距離等を示す明確な指針等は存在しないものと認識しております。今後、累積的影響に関する知見を可能な限り収集しつつ、適切に事業検討を行うことで、累積的影響による重大な影響の回避・低減が行えるものと考えております。なお、事業地が重複する事業実施想定区域（配慮書段階）につきましては、配慮書段階では具体的な事業計画を考慮した事業区域の絞り込みが行われる前の段階であると考えられることから現段階では考慮しておりませんが、今後の手続きにおいて必要に応じて他の事業者とも情報交換を行いつつ、適切に検討を進めていく方針です。</p> <p>②本事業の事業実施想定区域の絞り込みにあたって、生活環境への影響を回避するため、住居等から1.0kmの範囲を除外しております。同様に、既設の風力発電機及び他の対象事業実施区域（方法書以降の段階）との生活環境の影響範囲をそれぞれ1.0kmと仮定した場合、隣接他事業との影響範囲は最大で2.0kmの範囲と考えられることから、2.0kmの離隔を設定致しました。</p> <p>③現段階では、隣接する他の事業者との協議等は行っておりません。</p> <p>④累積的影響につきましては、今後、専門家からの助言等も踏まえ、知見を可能な限り収集しつつ、予測・評価を行う方針です。</p>
			2次	<p>①「知見が乏しく明確な指針等も存在していない」中では「知見を可能な限り収集」しても状況は変わらないと考えられます。そうした中でどのようにすれば「適切に事業検討を行う」ことが可能なのでしょうか。</p> <p>② ①において「知見が乏しい」としている中では専門家からの助言も十分な科学的根拠を持ったものとはならないと考えますが、それでも適切な予測・評価ができるのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③1次質問にて既設風力発電機及び他の風力発電事業計画離隔距離を2.0kmとした理由の回答を伺っていますが、そのような理由とした根拠となる資料や文献をご教示願います。</p> <p>④本事業の風車はローター直径が最大155m程度とされており、風車の影の影響を考慮すべき範囲であるローター径の10倍の距離は1.55kmとなるため、1次回答②の回答にある生活環境の影響範囲が1kmというのは過小評価になるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①配慮書段階では、事業計画の具体的な内容が確定していないため「離隔距離の確保すること」以外の配慮は行えませんでした。今後の具体的な事業計画及び調査、予測及び評価の結果を踏まえた検討にあたっては、最新の知見や事例を参考に、検討を行う予定です。</p> <p>②知見が乏しい状況においては、専門家からの助言をふまえて予測・評価を行うことは、対応として適切であると考えております。また、その予測結果において不確実性があると判断された場合や環境保全措置の効果検証が不十分であると判断された場合には事後調査を行い、その結果を以て更なる環境保全措置を講じる計画とすることで、適切に影響の回避・低減が図られるものと認識しております。</p> <p>③他事業との離隔距離について、根拠となる資料はございません。2.0kmの離隔につきましては、生活環境等への影響に配慮し、1次質問2-3①及び2-4①に記載のとおり設定致しました。</p> <p>④ご指摘のとおり、風車の影による影響を回避又は十分に低減するために1kmの離隔距離だけでは不十分であると認識しております。風車の影の影響につきましては、風車との離隔距離以上に、風車と住居等との位置関係が影響要因として大きく作用することから、方法書以降の検討にあたっては、風車との位置関係を考慮したうえで、必要に応じてさらに離隔を確保するなど、影響の低減に努める方針です。</p>
2-5	20	図2-7（生活環境への影響が想定される区域）	1次	<p>凡例に「配慮が特に必要な施設」との記載はありませんが、「住居等」に含まれていると解してよろしかったでしょうか。</p>	<p>「配慮が特に必要な施設」は「住居等」に含まれております。</p>
追加 2-8	27- 29	発電機、変電施設、送電線、輸送計画	1次		
			2次	<p>風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。</p>	<p>風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打ち合わせを行います。</p>
2-6	29	表2-2 工事工程（想定）	1次	<p>土木工事の完了から風車の据付工事の完了までの期間がかなり離れているように思われますが、ヤードの法面緑化等を行ってから風車の据付を行う想定ということでしょうか。</p>	<p>土木工事完了に合わせ、法面緑化等も随時行う計画です。</p>
			2次	<p>①ヤードの法面緑化を行ってから風車の据付を行うということは、周辺の緑化後に大型の機材を運び込むことになるかと思われそうです。その場合、緑化後を前提にヤードを造成することで、ヤードが一般的なものよりも大きくなってしまわないのでしょうか。</p> <p>②ヤードの造成面は大きな面積を持っていますが、風車の据付により占有される面積はごく一部と思われそうです。可能な範囲で、ヤードの造成面についても緑化することが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①ヤード面積は作業性と事業運営を考慮した最小面積かつ法面の安定性を考慮した勾配を確保した範囲になる様に今後詳細設計を行います。法面緑化施工順序による、ヤード面積への影響はございません。</p> <p>②計画の熟度を高め、林野庁の指導も受けながら、可能な範囲でヤードの造成面についても緑化することを検討して参ります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 2-9	31	(2)近隣の風力発電事業の分布状況	1次		
			2次	他の事業者についても同地域において事業実施を計画し、多数の風力発電機の建設を計画していることから、景観への累積的影響が懸念されるので、他の事業者とも調整し景観への影響の低減を図って事業を実施してください。	景観への影響につきましては、同地域で計画されている他の風力発電事業計画も踏まえ景観への影響を予測し、関係自治体や地元住民との調整等において、要望が出された場合等において、環境保全措置を講じることで影響の低減を図ります。

### 3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-21	48 190	図3-5水象の状況(拡大) 図3-72事業実施想定区域及びその周囲の河川区域指定状況(拡大)	1次		
			2次	事業実施想定区域内に、1級河川、2級河川及び普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。	事業実施想定区域内の河川につきましては、方法書以降の手続きにおいて可能な限り離隔を確保するとともに、改変区域から除外するよう検討致します。
3-1	53 58	図3-12 重要な地形・地質	1次	宗谷丘陵の周氷河性波状地について、日本の地形レッドデータブック第2集で示された地形図の範囲は本図のとおりですが、その説明では「天塩川の北岸から北海道北端の宗谷岬まで、90kmにわたって南北に連なる丘陵」と記載されています。図書では、事業実施想定区域には重要な地形・地質は含まれていないとされていますが、この地形は本当に区域に含まれていないのか、事業者の見解を伺います。	「日本の地形レッドデータブック第2集—保存すべき地形—」(平成14年、小泉・青木(編))における記載は周氷河地形に関する概説(広義の説明)であると理解しております。本書で設定した「重要な地形・地質」として扱う範囲は、出典に掲載された範囲とし、事業実施想定区域は当該資料に明示された「重要な地形・地質」の範囲には含まれないものと認識しております。
			2次	①「天塩川の北岸から北海道北端の宗谷岬まで、90kmにわたって南北に連なる丘陵」という記載には具体的な地名や規模が記載されており、「周氷河地形に関する概説」と認識することは不適切ではないでしょうか。また、当該図書において「地形図種別：鬼志別、下豊別、安別、本流ほか」と記載されており、表示されている地形図はこのうちの鬼志別しか表示されていないこと、特に2万5千分1地形図「下豊別」は本事業実施想定区域を含んでいることから、有識者にヒアリングを行うなど、重要な地形の範囲についてはより慎重な検討を要するのではないかと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②本図書p. 205の計画段階配慮事項の項目の選定において、重要な地形及び地質について、「重要な地形及び地質が存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない」とされていますが、上記の理由から、現段階で選定しないこととするには根拠が不足しており、選定すべきではないでしょうか。上記と合わせ事業者の見解を伺うとともに、必要に応じて予測、評価をお示しください。	①②頂いたご意見をふまえ、方法書作成段階において地形の専門家へのヒアリングを行い、当該地域が重要な地形に該当すると判断された場合は、重要な地形に選定し、予測・評価を実施致します。
追加 3-22	56	図3-10 表層地層	1次		
			2次	事業実施想定区域内に土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域は存在していませんが(P185 図3-67など)本区域は砂岩や泥岩など地すべりが起こりやすい地質であり、資料の縮尺次第では確認が難しい地すべり地形が存在することが考えられますが、事業者の認識を伺います。 また、地盤の安定性について、風車の基礎が耐えられるものかどうか、どのように考えているのか伺います。	地盤調査及び測量は風車配置の熟度のある程度高めた後、24年後半から25年まで実施する見込みです。ただし、地元との相互理解の状況によって後ろ倒しいたします。地盤調査・測量は準備書で反映いたします。それを踏まえた審査についてはアセス手続きの確定通知後に審査が完了するため、アセス手続きに反映されません。
追加 3-23	59- 103 229- 246 256- 263	3.1.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 4.3.3動物 4.3.5生態系	1次		
			2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取し、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議いたします。
3-2	60	表3-18 動物の重要な種及び重要な生息地の選定基準	1次	選定基準Jの「令和3年(2021年)度鳥獣保護区」について、なぜ最新版を参照しなかったのか理由をご教示願います。 また、最新版は令和5年度版となっていますので、本図書を修正する必要はないか、確認の上その結果をご教示願います。	鳥獣保護区の出典の更新漏れ、申し訳ありませんでした。最新版の令和5年度版のハンターマップを確認したところ、図書に掲載した範囲の鳥獣保護区に変更は無いことを確認致しました。記載内容等につきましては、方法書以降で適切に修正させていただきます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	81	③植生自然度	1次	<p>①事業実施想定区域内には、植生自然度10のササ群落(II)、植生自然度9のトドマツ-ミズナラ群落、エゾイタヤ-ミズナラ群落等が見られるとありますが、その他区域内にみられる植生自然度の高い群落と、それらの中から先述した群落を例示とした理由について、ご教示願います。</p> <p>②また、これらの群落が生育する範囲は原則改変を避けるべき部分であります。尾根部周辺に高い頻度で存在しています。当該部分に対する事業者の見解とともに、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。</p>	<p>①例示した群落は事業実施想定区域内に含まれる代表的な自然植生としてお示ししております。例示した群落のほか、事業実施想定区域内における植生自然度9及び10の群落は、配慮書P.3-47 表3-29に示す通り、自然度10「オオヨモギ-オオイタドリ群団、ササ群落(IV)、ヒルムシロクラス、チマキザサ-ヌマガヤ群落、ヨシクラス、砂丘植生、ハマナス群落」、自然度9「エゾマツ-トドマツ群集、アカエゾマツ群集、ダケカンバ-エゾマツ群落、ササ-ダケカンバ群落(北海道)、ミヤマハンノキ群落(北海道)、ミズナラ群落(海岸風衝型)、ハルニレ群落、ハンノキ-ヤチダモ群集、ハンノキ群落(IV)、ヤナギ高木群落(IV)、ヤナギ低木群落(IV)」が分布しております。</p> <p>②植生自然度は「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(平成28年、環生多発第1603312号)に記載のとおり、「植生図の凡例に対して付加した尺度であり、ある立地の個別の群落に対する自然性の尺度ではない。ある立地に成立していた植生(群落)が変化すれば尺度も変化する。」とされ、「植生自然度2.5万は、1/2.5万植生図の凡例に対して植生自然度を付与したものである。1/2.5万植生図を利用し、現地調査に基づいて詳細な植生図を作成する際は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し、利用者において判断することが必要である。例えば以下のような場合は、現地調査に基づいて作成する詳細な植生図を基に、植生自然度2.5万を参考にしながら、利用者が適切な自然度を当てはめる。」ことが必要であると理解しております。</p> <p>今後、当該地域における植生図につきましては、環境省植生図1/2.5万を参考としつつ、方法書以降の手続きにおいて実施する植生調査(航空写真判読及び群落組成調査)をもとに、群落組成表を作成し、当該地域における適切な自然度の区分を設定するとともに、その結果を踏まえ、工事計画の修正を含めた予測・評価を行っていく方針です。なお、現段階で想定される環境保全措置として、既存林道・作業道等の既に改変が行われた箇所を最大限活用することや、地形によっては垂直擁壁を活用すること等で改変面積を最小化できると考えております。</p>
			2次	<p>①表3-29は「区域及びその周囲」で抽出されており、1次回答で回答のあった植生のうち、「オオヨモギ-オオイタドリ群団、ヒルムシロクラス、チマキザサ-ヌマガヤ群落、ヨシクラス、砂丘植生、ハマナス群落、アカエゾマツ群集、ダケカンバ-エゾマツ群落、ミズナラ群落(海岸風衝型)、ハンノキ-ヤチダモ群集、ハンノキ群落(IV)」については、P83~86の現存植生図において区域内に存在していないと思われませんが、区域内に存在しているということであれば、その箇所をお示し願います。</p> <p>②配慮書時点での植物もしくは生態系の予測評価においては、一般的に直接改変の可能性の有無は非常に重要な観点となります。区域及びその周辺の文献情報を収集することはもちろん、その情報から、区域内の植生の状況を詳細に把握することが重要と考えますが、その精度に不足はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>③正確な植生図を作った結果、原則改変を避けるべき部分が現在の植生図上よりも縮小する場合もあれば、拡大、或いは小規模に点在することが明らかになる場合もあると考えますが、改変面積だけでなく植生の連続性への配慮について、考えを伺います。</p> <p>また、正確な植生図において1次回答①に記載されている群落をはじめとした植生自然度9及び10の区域が確認された場合、その地域は原則回避すると解してよろしかったでしょうか。</p>	<p>①植生図を再精査したところ、「ミズナラ群落(海岸風衝型)」は事業実施想定区域及びその周囲に分布しておりませんでした。また、「オオヨモギ-オオイタドリ群団、ヒルムシロクラス、チマキザサ-ヌマガヤ群落、ヨシクラス、砂丘植生、ハマナス群落、アカエゾマツ群集、ダケカンバ-エゾマツ群落、ハンノキ-ヤチダモ群集、ハンノキ群落(IV)」は事業実施想定区域内には含まれておりませんでした。群落の位置を別添資料②にお示しします。</p> <p>②植物の計画段階配慮事項では、文献調査の結果から重要な種を選定するとともに、当該種の生育環境を文献から確認し、環境省植生図から作成した環境類型区分との重ね合わせにより予測を行っております。したがって、参照した文献の記載によって確認位置・環境の情報量や精度が異なること、地域によって既往文献に偏りがあること、環境省植生図の作成後の植生変化等によって生じる誤差等は含まれるものと認識しております。しかしながら、予測範囲を画一的に予測する手法として十分な精度が確保されているものと考えております。</p> <p>③今後の植生図の作成においては、文献調査による植生図と異なる結果となる可能性が考えられます。植生自然度9及び10の区域につきましては、周辺植生との連続性も考慮しつつ、その他の環境影響評価項目等と総合的に判断し、可能な限り影響の回避・低減に努める方針です。</p>
3-4	83	図3-30 現存植生図(拡大1/4)	1次	<p>図の左側(事業実施想定区域外)に存在する「50 牧草地」の配色が市街地と同じですが、本区域は牧草地、市街地どちらを指しているのかご教示願います。また、他の地域でも同様の誤りがあれば、箇所を示した上で修正してください。</p>	<p>当該図内のラベルに、一部不適切な表示されておりました件、大変失礼致しました。ご指摘の不備は微小な凡例の上にラベル(数字)が表示されたため生じたものでしたので、微小ポリゴンにラベルを表示させない設定に変更のうえ、現存植生図(拡大図)一式を別添資料①にお示し致します。</p>
3-5	92	図3-33 特定植物群落及び巨樹・巨木林	1次	<p>①本図で示されている巨樹・巨木林は、前ページの表3-33のいずれに該当するのかが分からないので図内に名称を示してください。</p> <p>②凡例にある特定植物群落名が「北大天塩地方演習林蛇紋岩地帯アカエ『ツ』マツ林」となっているので修正してください。</p>	<p>①②図を修正したものを別添資料②にお示し致します。</p>
3-6	103	①事業実施想定区域における食物連鎖	1次	<p>記載の内容及び食物連鎖図は汎用的な内容で特に地域的な特徴が示されていないように見受けられますが、見解を伺います。</p>	<p>当該地域には特殊な環境が存在しないことから、道北地方で一般に見られる生態系が形成されているものと考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-7	103	図3-39 事業実施想定区域における食物連鎖図	1次	生産者として牧草地の区分がありますが、現存植生図（P83～86）を参照する限り事業実施想定区域内に存在を確認できません。本図に牧草地を挙げている理由を伺います。	牧草地は、事業実施想定区域の西側に広く分布しており、事業実施想定区域の北西部に一部含まれております。当該地域の主要な植物食の動物であるエゾシカは行動圏が広く、牧草地の資源を利用していると考えられることから、食物連鎖図に掲載しました。
3-8	104	3.1.7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の中で人と自然との触れ合いの活動の場のみ自治体への聞き取り調査の結果が反映されていますが、他の2項目についてはヒアリングを実施したが選定すべき地点に関する意見がなかった、という認識でよろしかったでしょうか。	自治体へのヒアリングでは、景観資源、主要な眺望点、主要な人と自然との触れ合いの活動の場について明示的な説明を行っており「猿払村営スキー場」を除いて追加すべき情報はございませんでした。
3-9	105 265	図3-40、図4-98 事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の状況	1次	①前ページの表3-38及び表4-33のNo. 5にて記載されている大規模草地牧場は図内のどこに存在しているのかご教示願います。 ②記載されている景観資源はすべて自然景観資源だと思われませんが、人文景観資源については文献やヒアリングで確認できなかったという認識でよろしかったでしょうか。	①大規模草地牧場の位置が正しく表示されていなかった点、申し訳ありませんでした。修正した図を別添資料③にお示しするとともに方法書以降で適切に修正致します。 ②景観資源の文献調査につきましては、表3-38に記載した文献等を対象とし、自治体へのヒアリング等も実施しておりますが、表3-38に記載したものを以外は確認されておられません。
3-10	107	図3-41 主要な眺望点	1次	主要な眺望点の選定が事業実施想定区域の西側のみとなっておりますが、東側となる猿払村には主要な眺望点となる地点はなかったのでしょうか。	事業実施想定区域の東側（猿払村）では、主要な眺望点は確認されておられません。
追加 3-24	117- 119	3.2.2 土地利用の状況 (1) 土地利用 (a) 土地利用基本計画	1次  2次	①事業実施想定区域は豊富町営農業農村整備事業の実施予定地区と一部重複しているため、事業実施の際は豊富町に確認を行うこと。 ②事業実施想定区域の一部及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため宗谷総合振興局産業振興部林務課と打合せすること。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 (1) 開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (2) 開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (3) 開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (R5.10現在、事業実施想定区域には水資源保全地域の指定なし。) ③農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、以下について配慮願います。 ○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目等について農業委員会と十分調整願います。 ○農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。	①③事業計画の熟度を高めた結果、地域森林計画対象民有林又は農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可に該当する区域内でやむを得ず計画が必要な場合は、速やかに宗谷総合振興局産業振興部林務課又は農業委員会、市町村農振法担当部局と打合せを行います。 ②事業計画の熟度を高めながら適宜、確認を行い、必要に応じて宗谷総合振興局産業振興部林務課と打ち合わせを行ってまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	122	(1)河川、湖沼及び海域の利用状況	1次	①主な河川には、「増幌川、声問川、鬼志別川及び知来別川」があるとされていますが、44ページでは「猿払川、鬼志別川及び声問川等」があるとされています。それぞれどのような観点から主な河川と判断されたのかをご教示ください。 ②水道取水地点については、自治体への聞き取りにより確認されたとのことですが、その他確認された事項（水質調査地点や水道水源への配慮事項等）があれば、可能な範囲でその内容をご教示ください。 ③出典名に誤りがあるので、正しいものに修正してください。	①いずれも事業実施想定区域の周囲に分布する一級河川又は二級河川を例示しておりますが、平仄が揃っておりませんでした。平仄が揃っておらず、誤解を招く表現となっておりますので、方法書以降で適切に修正致します。 ②以下に聞き取り内容の一部を記載致します。尚、水質調査地点や水道水源への配慮事項に関するご指摘はありませんでした。 ・稚内市では灌漑等が必要な水田等が無いため、農業用水としての河川水の利用は無い。畜産業では上水道を利用している。また、工業用水の利用もない。 ・豊富町の取水はいずれも地下水を汲み上げているので、工事による影響は無いと思われる。 ③出典に脱字があり、申し訳ありませんでした。正しくは「令和3年度 北海道の水道」（北海道環境生活部環境局環境政策課）となります。
			2次	1次質問②において、水道水源への配慮事項に関する指摘はなかったと回答されていますが、今後、水道水源の水質や水量に対する影響の回避・低減に向け、どのような配慮を想定しているのか、事業者の見解をご教示ください。 また、水質調査地点の検討に当たっては、関係市町村と協議することが望ましいと考えますが、今後の協議予定について事業者の見解をご教示ください。	水道水源の水質への影響につきましては、今後の調査、予測及び評価の結果をふまえ、適切に検討致します。また、水量への影響につきましては、検討のうえ、関係市町村と相談させていただきます。 水質調査地点につきましては、関係市町村と協議し決定する予定です。
3-12	123	図3-46 港湾及び漁港区域	1次	①各取水地点について、どの事業に該当するか、及び水源は表流水か地下水かを追記した図を別添資料としてお示しください。 ②別添資料作成に当たっては、漁港区域についても、漁港名称を追記してください。 また、本図には水道水源の取水地点が記載されているので、表題にもその旨を追記してください。 ③北辰ダムに取水地点が設定されていない理由をご教示ください。 ④猿払村の水道水源について、事業実施想定区域内の保安林でもある尾根に源頭を持つ河川を取水地点とするものが2箇所あります。 風車の設置位置は通常尾根を中心に検討され、ヤードのほか管理道路等により土地改変が生じると考えますが、本事業実施想定区域の設定により水道水源集水域の保安林の機能、保水力及び取水量への影響をどのように考えているのか、事業者の見解を伺います。 ⑤猿払村の水道水源のうち、事業実施想定区域内にある取水地点は、土地改変による直接的影響を受ける可能性があると考えますが、影響の回避について、現時点における事業者の見解をご教示ください。	①②③各取水地点、漁港区域に追記したものを、別添資料④にお示しします。また、北辰ダム貯水池は貯水池全体を取水水源としてダム名を表示しておりましたが、ご指摘の通り取水地点として表示致します。 ④水道水源集水域の改変に伴う、保安林の機能、保水力及び取水量への影響につきましては、林野庁の指導に基づき、適切に対処する方針です。 ⑤本事業では、水道取水点及び取水点上流の河川の直接改変を避けることで、影響を回避する方針です。
			2次	①事業実施想定区域及びその周辺には、簡易水道の取水地点が複数存在するため、工事にあたっては、水道事業者と事前に協議願います。 ②方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定してください。 ③1次質問の地点のほか、図の範囲内には稚内市や幌延町の取水地点が含まれていますので、取水地点の位置及び集水域を示した上で、影響の有無を明らかにしてください。	①工事にあたっては、水道事業者と事前に協議致します。 ②方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定致します。 ③図の範囲内における幌延町の取水地点を別添資料④にお示しします。稚内市に確認したところ、図の範囲内における取水点は北辰ダムのみでした。また、幌延町の水道水源につきましては、自治体の非公開資料を元に作成したものであり、一部非公開情報を含みますので、ご了承ください。
3-13	125	図3-47 漁業権の設定区域	1次	保護水面及び共同漁業権の地点名の記載がなく分かりにくいので、地点名を記載した図に修正してください。	別添資料⑥にお示し致します。
3-14	126	(2)地下水の利用状況	1次	事業実施想定区域の周辺に住居等が存在していますので、飲用井戸の有無について確認の上、必要な配慮を行ってください。	今後、事業実施想定区域の周辺住居において飲用井戸の利用状況について確認し、適切に配慮を行います。
			2次	猿払村、豊富町及び幌延町の地下水取水地点について位置を示した上で、影響の有無を明らかにしてください。	自治体に再度確認したところ、事業実施想定区域及びその周辺では、豊富町内に1箇所、幌延町内に2箇所が確認されました。位置につきましては別添資料④にお示しします。また、豊富町及び幌延町の井戸につきましては、自治体の非公開資料を元に作成したものであり、一部非公開情報を含みますが、ご了承ください。
3-15	136	(2)住宅の配置の概況	1次	輸送路の利用が想定される範囲に住居等5件が含まれるとのことですが、実施される事業内容が道路の幅員のみであれば、区域内の施工箇所と住居等の位置は重複しないものと考えます。事業実施に当たって、施工箇所と住宅等は、どの程度の離隔をとることを想定されているかをご教示ください。	現時点では、輸送路の拡幅箇所（施工箇所）が確定していないため、具体的な離隔距離はお示しできませんが、今後、輸送路調査を実施し計画熟度を高めた後、隣接住居の住民と調整のうえ、農業の施業や生活環境への影響に配慮し、適切に実施する方針です。
3-16	141	図3-55 産業廃棄物の発生及び処理状況	1次	出典の年度の記載に誤りがあるので修正してください。	出典に脱字があり、申し訳ございませんでした。正しくは「北海道産業廃棄物処理状況調査の結果について（令和元年度(2019年度)）(1)概要編」となります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-17	144	図3-56産業廃棄物処理業者数	1次	①凡例において、「産業廃棄物処理施設」とされていますが、本図では施設の位置が示されているのでしょうか。 ②凡例では中間処分と最終処分の両方を実施している施設は黄色の三角で示すことになっていますが、実際は最終処分のみ実施する施設を示す紫の四角と重なって示されていますので、正しい情報をご提示ください。	①図の凡例の記載が誤ってありました。産業廃棄物処理業者の所在地と処理場の位置が異なる場合もあるため、正しくは「産業廃棄物処理業者」となります。 ②図を修正のうえ、別添資料⑥にお示し致します。
3-18	177	(j)史跡・名勝・天然記念物等	1次	①見出しが「史跡・名『称』・天然記念物等」となっているのを修正してください。 ②埋蔵文化財包蔵地が事業実施想定区域内に12箇所含まれていますが、これらを回避しなかった理由、また、これからどのように対応していくか事業者の見解をお示しください。	①誤字があり申し訳ありませんでした。方法書以降で適切に修正致します。 ②配慮書段階では、事業計画の熟度が低く、風力発電機の配置や改変箇所等の情報が定まっていないことや、当該埋蔵文化財包蔵地については位置の確認にとどまっており、具体的な状況（保全状況、規模、面積など）は確認できていないため、考慮しておりません。 今後の事業計画の検討にあたっては、改変箇所から極力避けるとともに、教育委員会の指導を仰ぎつつ、適切に対応する方針です。
追加 3-25	182- 184	3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	1次		
			2次	事業実施想定区域内及びその周辺は、国有保安林に指定されています。 国有保安林内で発電施設等を設置又は撤去する場合は、事前に所管の森林管理署と打合せ願います。 事業想定区域の周辺は、民有保安林に指定されているため、保安林を避けて計画してください。 やむを得ず、保安林内での計画が必要な場合は、速やかに宗谷総合振興局産業振興部林務課と打合せ願います。 また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 (1)転用に係る面積が1ha以上のもの。 (2)転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって保安林の解除を要するもの。	宗谷森林管理署への事業説明は行っております。計画の熟度を高めつつ、継続して協議を進めて参ります。事業実施想定区域の周辺で民有保安林に指定されている範囲については極力避けて計画を策定して参ります。やむを得ず、保安林内での計画が必要な場合は、速やかに宗谷総合振興局産業振興部林務課と打合せを行います。
3-19	183	図3-65 事業実施想定区域及びその周囲の保安林指定状況	1次	①区域のほぼ全域が保安林に指定されています。保安林は公益目的を達成するために指定されているものであり、国有林、民有林を問わずできるだけ改変を避けるべきと考えます。今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。 ②豊富町の区域はほぼ全域が土砂流出防備保安林ですが、どういう場合に風車は設置可能となるのでしょうか。	①土砂流出防備保安林と水源涵養保安林が事業区域の大半を占めていると確認しております。現時点では、土砂流出防備保安林については、指定された個別の特段の事情を把握し、保安林の指定目的を踏まえて、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減できるよう検討し、水源涵養保安林については、調整池等の代替施設のみではカバーできない可能性を踏まえて、水源かん養保安林の指定解除面積が一定の要件を超える場合等には、転用する面積以上の保安林を別に確保（代替保安林）する方法を検討しております。 ②上記の通り。
			2次	①水源涵養機能の発揮については森林の連続性が重要であり、その機能は他の場所では代替できないものです。代替の効果をどう見積もるのか、確保する場所が土地改変地と異なることによる流域の保水機能への影響も含め、事業者の見解を伺います。 ②①の検討の結果、代替不可能であった場合には、改変が回避されるものと理解してよろしいでしょうか。 ③森林の伐採による裸地化は当該地及び周辺の土壌を硬化させ、保水力への影響が生じると考えますが、事業者の見解を伺います。	①事業計画の熟度を高め、造成に要する面積分の水源涵養機能を把握した後、調整池等による代替の効果を見積もることを検討しております。具体的な方法は、事業計画の熟度を高めつつ、継続して宗谷森林管理署と協議を進めて参ります。 ②代替不可能であった場合は、配置検討も念頭に林野庁の指導に基づき、改変を回避する方法を検討して参ります。 ③裸地化は当該地及び周辺の土壌を硬化させ、保水力への影響が生じることご意見を含め、代替施設の機能を検討・計画し、緑化を図るなど林野庁の指導に基づき適切な計画を策定して参ります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-20	189	図3-71 事業実施想定区域及びその周囲の河川区域指定状況	1次	利尻礼文サロベツ国立公園やラムサール条約湿地が存在するサロベツ原野を流れるサロベツ川の上流域が区域内に含まれていますが、本川の集水域の改変により下流域への影響はないのか、現段階の想定で構いませんので事業者の見解を伺います。	本事業の実施によるサロベツ湿原への影響につきましては、改変が想定されるサロベツ川上流域からサロベツ湿原までは20km以上の流路長があること、濁水・土砂流出対策等は環境影響評価手続きをはじめ、林野庁の指導等に基づき適切に対応する予定であることから、サロベツ湿原への影響は無いと考えております。
			2次	土地改変等の具体的な内容が不明であること、環境影響評価における予測・評価はまだ行われていないこと、林野庁の指導等は濁水・土砂流出を一切認めないものではない中で、「影響は無い」と明言できる根拠を伺います。特に流路長が20km以上あることの影響低減あるいは吸収について、具体的にどのような判断をしたのかを含めてご教示願います。	サロベツ湿原を構成するサロベツ川の流域面積は655km <sup>2</sup> 、「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」（令和3年3月、令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会、P.13）で示された既往事例における改変面積を参考に算出した本事業の改変面積は約320haであり、流域全体の0.5%となります。したがって、単純計算ですが、当該事業から排出された排水は、サロベツ湿原のある河口付近では約200倍程度に希釈され、仮に改変区域から排水される懸濁物質濃度が排除基準（200mg/L）とした場合でも、湿原に到達する懸濁物質濃度は1mg/L程度となることが想定されます。なお、本事業では水生生物や水道水源への影響を考慮し、改変区域直近の河川でも影響が十分に低減できるよう計画を検討する方針です。
追加 3-26	199	(i) 北海道地球温暖化推進計画	1次		
			2次	北海道地球温暖化対策推進計画は、令和5年（2023年）3月に名称をゼロカーボン北海道推進計画に変更しましたので、次のように記載を修正してください。現表記）北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）（令和3年3月、北海道） 修正）ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）〔改定版〕）（令和4年3月、北海道）	失礼致しました。方法書において適切に修正致します。

#### 4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	203	4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	1次	「他事業との累積的な影響については、事業の進捗や計画熟度に応じて環境影響を受ける可能性のある事業を対象とし、方法書以降の手続の中で検討する」としていますが、本事業は実施想定区域の全域が他事業と重複しているほか周辺にも既設及び計画中の事業が複数存在しており、累積的影響が非常に係わってくる地域であることから、現段階から考慮・検討すべきことがあると考えます。 具体的にどの程度の進捗、熟度の事業を対象とする予定なのかにも触れた上で累積的影響に対する事業者の認識についてご教示願います。	ご指摘の通り、当該地域は累積的影響に留意が必要な地域であると考えており、事業実施想定区域の設定にあたっては、生活環境に係る累積的影響につきましては、隣接する対象事業実施区域（方法書以降の段階）から2kmの範囲を計画地から除外することに加え、方法書以降に行う事業区域の絞り込み、調査結果を踏まえた風力発電機の配置検討等により、重大な影響を回避・低減できる可能性が高いと考えております。また、自然環境に係る累積的影響につきましては、現時点では知見が乏しく、配慮距離等を示す明確な指針等は存在しないものと認識しております。今後、累積的影響に関する知見を可能な限り収集しつつ、適切に事業検討を行うことで、累積的影響による重大な影響の回避・低減が行えるものと考えております。 なお、事業地が重複する事業実施想定区域（配慮書段階）につきましては、配慮書段階では具体的な事業計画を考慮した事業区域の絞り込みが行われる前の段階であると考えられることから現段階では累積的影響について考慮しておりませんが、今後の手続きにおいて必要に応じて他の事業者とも情報交換を行いつつ、適切に検討を進めていく方針です。
4-2	214	表4-6 学校、医療機関、福祉施設、住居等の分布状況	1次	住宅等の「等」には、どのようなものが含まれているかをご教示ください。 また、表題及び注釈における「住居等」と表中の「住宅等」の違いをご教示ください。	住居等は「基盤地図情報 建築物」（国土地理院 基盤地図情報ダウンロードサービス）の無壁舎を除くすべての建築物が該当します。 なお、「住居等」と「住宅等」は同一のものです。平仄が揃っておらず、誤解を招く表現となっておりますので誠に申し訳ありませんでした。方法書以降で適切に修正致します。
4-3	218	3) 方法書以降の手続等において留意する事項	1次	①「距離に留意し」とされていますが、方法書以降では、住宅等及び配慮が特に必要な施設との離隔距離を1.0km以上とすると解してよろしかったでしょうか。留意するとは具体的にどのような対応をされることを想定されているかについてご教示ください。 ②2点目には騒音の影響についてのみ記載されていますが、超低周波音について留意する事項は1点目に記載された内容のみと解してよろしかったでしょうか。超低周波音に関し、図書に記載されている以外に留意する事項がある場合にはその内容をご教示ください。	①方法書以降で告示する風車配置案は、計画段階配慮事項で確認された住宅等及び配慮が特に必要な施設の分布の状況に留意したうえで検討を行う予定としており、住宅等及び配慮が特に必要な施設から、少なくとも1.0km以上の離隔距離を確保する予定です。 ②現時点で告示できる超低周波音への影響低減策は、離隔距離の確保が最も確実性の高いものであると認識しております。また、今後検討を行う対策としては「低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年10月）」を参考に現地調査を行い、風車から発生する超低周波音の予測計算を行ったうえで影響の程度を把握し、必要に応じて「風力発電機の配置の見直し」等の環境保全措置を検討する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	221	4)調査結果	1次	風力発電機の設置検討範囲から2.0km以内に、学校、病院等の留意すべき施設が8箇所あると記載されていますが、表や図では1箇所しかありません。どちらが正しい情報であるかお示してください。	誤記載の件、申し訳ありませんでした。正しくは風力発電機の設置検討範囲から2.0km以内に含まれる、学校、病院等の留意すべき施設は1箇所です。
4-5	226 ～ 227	図4-6(2) 事業実施想定区域及びその周囲における住居等の分布状況	1次	226ページの図では(1/2)とありますが、227ページの図では(2/3)とあります。他に図があるようでしたらご提示ください。	P227の誤記載の件、申し訳ありませんでした。P227の図は正しくは(2/2)となります。
4-6	228	2)評価結果	1次	住居等との離隔が現時点で1.0km以上確保されていること等を踏まえて、留意事項に留意することで重大な影響を回避又は低減することが可能であると評価していますが、風車の影の影響がローター直径の10倍の範囲内(今回は約1.6km)で発生するのであれば、1.0km以上の離隔が確保されていることは重大な影響を回避又は低減が可能な前提条件とはならないのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	風力発電機の配置検討等の事業計画が定まっていない段階における、風車の影の影響の回避・低減策として、住居等との離隔を確保することが最も有効な措置であると考えており、P.228に記載のとおり方法書以降の手續等において「風力発電機の配置検討区域の周囲における住居等の窓の向き、遮蔽物等の状況及び地形を現地踏査により適切に把握することで、影響を適切に把握する」こと、「選定した風力発電機の諸元(ローター直径、ハブ高さ)及び配置から作成した日影図をもとに、影響の程度を予測し、予測結果に応じて必要な環境保全措置を検討する」ことによって、重大な影響の回避又は低減が可能であると考えております。
			2次	「予測結果に応じて必要な環境保全措置を検討する」とありますが、具体的な保全措置についてご教示ください。	風車の影における環境保全措置として、一般的には風車の配置や基数の変更、風力発電機の稼働制限による影響の回避・低減策のほか、保全対象住居における遮光カーテンの設置や植生等による風車見通し方向の遮蔽による影響の低減措置が考えられ、環境保全措置の検討にあたっては、風車の配置や基数の削減など、影響の回避を優先して検討する予定です。
4-7	229	(a)動物の重要な種の生息状況	1次	生息環境を考慮し、「海域・海岸・海浜・砂丘」「市街地等」については、風力発電機の存在及び稼働により影響を受ける可能性が低い環境として整理した、とありますが、理由が明確ではありませんので、なぜこれらの環境が影響を受ける可能性が低い環境と考えられるのか、事業者の見解をお示してください。	表4-10に示すとおり、事業実施想定区域内に海岸・砂丘は含まれておらず、市街地等は102ha(0.6%)しか含まれていないことから、これらの環境を主な生息として利用する種につきましては、影響を受ける可能性が低いと評価しました。ご指摘の通り、説明が不足しておりましたので、方法書以降の手續きにおいて文章を追加致します。
			2次	0.6%というのは、事業実施想定区域全域の面積の内、市街地等が占める面積であると認識していますが、この割合が小さいことは、「他の環境類型と比べて、本事業によって生ずる影響が小さい傾向がある」ことの説明にはなっても、「本事業の影響を受ける可能性が低い」ことの説明にはならないのではないのでしょうか。102haという面積はかなり大きく、最大でそれだけの面積の改変の可能性があるのであれば、事業実施想定区域との面積比のみを理由に影響を受ける可能性が低いと評価することは不適切と考えます。またそれを踏まえて、質問4-8の一次回答に示された、「牧草地」を利用する動物相について、改めて予測評価を行う必要はないか、合わせて事業者の見解を伺います。	重要な種の生息分布は現時点では不明であるため、ここでは「予測地域内に予測対象種が生息している可能性」と「改変により当該環境が改変され、影響を受ける可能性」の二つの可能性があるものと考えています。ご指摘のとおり、予測地域内の面積比が小さいことは影響の大小と直接関係しないと考えられることから、「影響を受ける可能性が低い」と予測することは適切ではないと考えられます。一方で、本予測で「影響を受ける可能性が低い」と予測した環境は、「海域・海岸・海浜・砂丘」、「市街地等(牧草地を含む)」の2つの環境であり、前者は予測地域に含まれず、後者は人為的な管理が為される環境であり、牧草地においても定期的な耕起、きゅう肥散布、採草による攪乱が行われる環境と考えられることから、市街地等が本事業によって改変される場合においても、重要な種への影響は「影響を受ける可能性が低い」という予測結果は妥当であると考えております。また、重要な種の「利用する主な生息環境」は、文献から得られた生息環境を複数併記して予測をおこなっておりますので、仮に「市街地等」でのみ生息する種について再予測を行う場合においても、予測結果に見直しが必要な種はございません。「牧草地」を利用する動物相につきましては、4-8に回答したとおり、一部の草地性鳥類やエゾシカ等の草食動物など、牧草地を餌場や生息地として利用する種が存在するほか、当該地域では渡り鳥(海ワシ類を含む)が休息に利用することが一般に知られておりますが、重要な種の「利用する主な生息環境」の設定に用いた準拠文献において、生息環境を「牧草地」と記述されたものは乏しいものと考えられます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-8	229	表4-10 事業実施想定区域内に含まれる環境類型区分の面積	1次	事業実施想定区域内に市街地等が含まれていますが、これは主に牧草地が該当しているということでしょうか。またその場合、一般的に市街地に生息すると考えられる動物とは、動物相が異なるのではないかと考えられますが、事業者の見解を伺います。	事業実施想定区域内の「市街地等」は殆どが「牧草地」となっております。ご指摘の通り、一般的な市街地とは生息種が異なることが想定されるものの、一般的な「自然草地」や「二次草地」に類似した動物相でもないと考えられます。しかしながら、Q3-7で回答のとおり、移動性の高い植物食性の動物やそれらを捕食する動物等の重要な餌場として利用することが知られており、地元住民からも関心が寄せられているものと理解しております。 なお、事業実施想定区域内には「牧草地」が殆ど存在せず、「市街地等」は事業地内にほとんど含まれないことから、当該環境を主な生息環境として利用する種は「影響を受ける可能性が低い」と予測しております。
4-9	232	表4-13 事業実施想定区域及びその周囲における鳥類の重要な種の生息状況	1次	p. 67において海ワシ類の移動経路として「萌間山や増幌川に中継地（渡り期の一時的な餌場・ねぐら及び休息地）が形成されることが報告されている。」とあることから、海ワシ類の主な生息環境に森林を追加すべきではないでしょうか。また、オジロワシは渡りを行う個体もいるので、渡りの有無に○を付ける必要はないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において海ワシ類の主な生息環境に森林を追加致します。 また、渡り区分につきましては、「北海道鳥類目録・改訂4版」（藤巻裕蔵、2012）の記載に準拠し、機械的に整理しておりますが、ご指摘をふまえ方法書以降の図書においてオジロワシを渡り鳥として扱います。
			2次	オジロワシ以外にも、渡り区分が適切ではない種が散見されます。たとえば当地周辺ではヒメウ、ウミガラス、ウミスズメ、オオコノハズクなどは渡りを行うものも多いと思われます。最新の鳥類目録や専門家からの意見収集を再度行い、地域に即した渡り区分を再設定してください。	方法書において、最新の鳥類目録や専門家からの助言により修正致します。
4-10	236	(c) 専門家等への意見聴取	1次	「当該地域に生息しない種が記載されている」という専門家からの指摘に対し、「計画段階配慮事項では、文献調査結果から機械的に影響を整理する方針」と対応を示していますが、方法書段階では実態に即した種の選定がなされるという認識でよろしかったでしょうか。	方法書以降に実施する現地調査の結果に基づき、適切に予測・評価を行う方針です。
4-11	237	表4-20(1) 専門家等への意見聴取の内容（有識者B）	1次	7つ目の指摘は、オジロワシに関する指摘と言うよりもむしろミサゴに関する指摘と思われます。ミサゴの調査についての事業者の方針を伺います。	方法書段階において、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」（平成24年、環境省）に準拠し、ミサゴの出現状況や営巣木、行動圏を適切に把握できるような調査計画を策定する方針です。
4-12	241	表4-22 専門家等への意見聴取の内容（有識者D）	1次	①イトウについて、今後の手続の中で対応すると示されていますが、イトウの再生産河川は極めて限定されている中で、その貴重な場所が集中している当該地域で事業を計画することについて、そもそもどのように認識しているのか、事業者の見解を伺います。 ②専門家からイトウの産卵確認についての意見がありますが、図書作成にあたり本意見に関連する文献等は確認しているでしょうか。確認しているのであればその文献名を、確認していない場合はその理由を伺います。	①専門家の助言からも、当該地域はイトウの産卵床が確認されていること、イトウは産卵後長期間にわたって河床に残留するため工事時期の調整では影響の回避が難しい種であること等を承知しております。また、イトウに関する保護団体との面談にてコメントを頂き、当該地域の一部の河川がイトウにとって重要な地域であることも承知しております。一方で、風力発電事業では基本的に、尾根部を主体として改変すること、工事用道路等は可能な限り林道や林業作業道等の既設道路を活用する計画であること、改変部での土砂流出防止対策の実施等から、今後の事業計画の検討において影響の回避又は低減する余地が十分にあるものと考えております。今後の事業計画の検討にあたっては、専門家をはじめ、地元の保護団体と協議を行いつつ、適切な調査計画を検討するとともに、影響の回避・低減措置を講じていく方針です。 ②配慮書作成段階におけるイトウの産卵床に関する情報は、専門家からの助言のみであり、文献については現時点では確認しておりません。配慮書段階における専門家への意見聴取は、文献調査での把握が不十分である内容について聴取する目的で実施しており、文献調査で把握しきれないイトウの産卵河川に関する情報を補完出来ているものと認識しております。なお、文献調査についても引き続き実施してまいります。
			2次	「尾根部を主体として改変」することは、ヤードを含めた地形改変の影響が流域に及びこと、また、土砂流出防止対策は現時点でも改良が重ねられていることが示すように、必ずしも十分な効果が得られない場合があります。 ①非常にデリケートとされるイトウの産卵環境を維持していくために許容される濁水の具体的水準をご教示願います。 ②土砂流出防止の具体策及びその効果についてご教示願います。 ③本地域のイトウに関する論文は、少なくとも数本あると思われます。それらの文献を至急精査する必要はないでしょうか。文献を把握した上で、イトウの最大級の生息地であることを前提とした予測評価を現段階で改めて検討する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示いただき、現段階で予測評価の内容に修正が必要であれば、その内容も併せてご教示願います。	①②イトウへの影響や許容される濁水の具体的水準、土砂流出防止の具体策につきましては、今後関係機関や専門家等と協議のうえ、決定する方針です。 ③本地域のイトウに関する文献については、現在精査を行っております。また、一次回答の別添資料でお示ししたとおりイトウの予測はへの影響は「影響を受ける可能性がある」とし、動物の注目すべき生息地においても「影響を受ける可能性がある」としたうえで、方法書以降の手続等において留意する事項として「水域に生息する種においては、工事の実施に伴い発生する濁水や土砂により影響が生じる可能性が考えられることから、濁水や土砂の影響も把握したうえで影響を予測する。」としております。また4-12の一次回答に記載したとおり、専門家の助言等からも当該地域はイトウの産卵床が分布し、影響が生じる可能性がある旨を承知しており、今後の検討においては、より詳細な検討、丁寧な対応が求められるものと認識しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-13	245 246	(b)動物の注目すべき生息地(予測・評価)	1次	①KBA及び生物的多様性の観点から重要度の高い湿地(河川)については、図3-38及び図4-8(3)にて事業実施想定区域内に含まれていることが示されていますが、表及び以降の表記では隣接していないことになっており、矛盾しています。どちらが正しい情報であるかお示してください。また、記載等の修正が必要な場合はそれについてもお示してください。 ②上記の区域が事業実施想定区域内に含まれていた場合、これらの区域を回避しなかった理由及び今後の対応について、事業者の見解を伺います。	①KBA及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地(河川)の記載が誤っており、申し訳ありませんでした。動物の注目すべき生息地に関する予測及び評価の結果を別添資料⑦にお示し致します。 ②KBAへの改変は方法書段階における対象事業実施区域の絞込みにおいて可能な限り除外する方針です。また、生物多様性の観点から重要度の高い湿地(河川)につきましては、具体的な区域(区間)が指定されていないことから、当該河川又は湖沼等における直接改変に加え、濁水・土砂流入の影響等を加味した流域単位での包括的な影響の予測が必要であると考えております。したがって、今後の方法書以降の手続きにおいて、専門家からの助言をふまえて、当該湿地に生息する動植物の重要な種、水質(水の濁り)の調査・予測及び評価を行うことで、影響の回避・低減が可能であると考えております。
追加 4-20	246	(a)動物の重要な種の生息状況(イトウ)	1次 2次	国立環境研究所の主幹研究員が事業者の参考となることを目的として10月13日にホームページで公表した「北海道宗谷丘陵で進められる風力発電開発の絶滅危惧種イトウへの影響について」(解説)では、本事業の区域の分水嶺となっている尾根の東側にはイトウの産卵床が集中して分布しており、更に区域外の流域にも産卵床が多数分布していることが示されています。このことを踏まえ、以下お伺いします。 ①イトウの種の存続における危機的な状況及びその中で多数の産卵床が存在する本地域の重要性を鑑みると、重大な影響の低減では不十分であり回避が必要と考えますが、見解を伺います。 ②「方法書以降の手続き等において留意する事項」の実施により、重大な環境影響を回避又は低減が可能であるとの評価について、国立環境研究所主幹研究員による解説で公表されたイトウの生息状況を受け、どのように判断するのか伺います。 ③公表内容を鑑みれば、イトウの産卵環境への影響を避けるためには、これらの上流域で土地改変を行わないことが必要と考えますが、見解を伺います。	①③追加1-4に回答のとおり、影響の回避を最優先に計画を検討する方針です。 ②当該地域にイトウが繁殖している情報は、専門家の助言等からも把握しており、評価結果につきましては二次回答4-12に記載のとおりです。
追加 4-21	246	評価結果(動物)	1次 2次	本地域ではサクラマスやカワシンジュガイ等の重要種の生息も確認されていることから、工事の実施に伴う一時的な影響のほか、施設の設置による濁水や土砂の影響等も把握した上で慎重に調査、予測を実施する必要がありますと考えますが、これらの種に関する事業者の見解を伺います。	配慮書P4-44「方法書以降の手続き等において留意する事項」に記載したとおり、「計画段階配慮事項における予測では、動物の生息状況について既存資料による調査を行っており、動物の重要な種の分布位置の詳細は不明である。このため、方法書以降の手続きにおいて、生息状況を現地調査により把握したうえで、水域に生息する種においては、工事の実施に伴い発生する濁水や土砂により影響についても考慮し、濁水や土砂の影響も把握したうえで影響を予測する。」ことを予定しております。
追加 4-22	248	表4-26 植物の重要な種及び重要な群落及び巨樹・巨木林の選定基準	1次 2次	「日本のラムサール条約湿地」及び「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」は、どちらも植物を含む自然環境を対象としたものであるため、植物においても選定する必要はないでしょうか。	「日本のラムサール条約湿地」及び「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」は、どちらも植物を含む自然環境を対象としたものであると読み取れる具体的な記述(種・群落を指定するなど)が公式資料、ホームページ等から確認できませんでしたので、現時点では動物及び生態系において選定する方針です。
4-14	250	(c)専門家等への意見聴取	1次 2次	植物の専門家として、1名の専門家(独立行政法人研究員)に意見聴取を行っていますが、可能な限り複数かつ、地域の状況に精通した専門家から意見を聞くことが重要と考えます。例えば本図書においてヒアリングを実施した鳥類の専門家は、事業地に近接かつ類似した環境として北海道大学天塩演習林や中川研究林を挙げていますが、これらの森林における研究実績を持っている大学教員等から意見を聞く必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。	ご指摘を踏まえ、今後の植物の専門家の意見聴取につきましては、北海道大学天塩演習林や中川研究林での研究実績を持つ大学教員への意見聴取を検討致します。
			2次	専門家から、谷部の溪畔林は自然林が多く、かつ重要種も多いと指摘があります。これらの地域は今後の検討で除外される方針と考えてよろしいでしょうか。	谷部の溪畔林における自然林の改変につきましては、今後の調査結果等をもとに検討するとともに、その他の影響等を総合的に勘案し、可能な限り影響を回避する方針です。
追加 4-23	253	(b)重要な植物群落等への影響	1次 2次	図の範囲外にはなりますが、猿払川流域に当たる部分に「浅茅野原植生」が存在するため、こちらへの影響についても予測する必要はないでしょうか。	配慮書段階における予測範囲は事業実施想定区域を中心とした1/20万図郭の範囲内としております。本事業では、事業地内に含まれる河川においても影響が回避・低減できるよう事業計画を検討する方針としておりますので、当然ながら、河川下流域についても影響が小さくなるように配慮致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-15	255	(b)重要な植物群落等	1次	予測において、植生自然度9, 10の自然植生についての影響予測が行われていますが、評価に反映されていません。評価を修正する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	予測において植生自然度9, 10記載が漏れており、申し訳ありませんでした。修正したものを別添資料⑧にお示し致します。
			2次	事業の実施による直接的な影響のみしか評価されていないように見受けられますが、当該事業実施想定区域は複数の河川の上流域にまたがるかたちで設定されています。上流域における事業の実施は、河川を通じ下流域に広く影響を及ぼす可能性があり、特に猿払川周辺の湿原植生への濁水等の影響が懸念されることから、その影響についても慎重に調査、検討を実施する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	追加4-23に回答のとおりです。
4-16	256	4)調査結果	1次	天然記念物、鳥獣保護区、保安林、自然植生、特定植物群落のうち、自然植生が事業実施想定区域内に存在すると記載されていますが、第3章で整理されたとおり、区域のほぼ全域が保安林となっており、調査結果に反映されていません。調査・予測・評価を修正する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	P. 256に記載した「保安林」は「保護林」の誤りでした。申し訳ありません。重要な自然環境のまとまりの場は、指定地に準拠する法令等の設定根拠・経緯等から、林野庁が定める保護林制度により指定された「保護林」を設定しており、保安林はP170「(2) 自然関係法令等」において整理しております。
			2次	1次回答から、保安林は重要な自然環境のまとまりの場ではないと考えているということかと思われませんが、整理した保安林についての情報は、本事業計画の検討や予測・評価にどのように活かされているのでしょうか。また、保安林についての「設定根拠・経緯等」の把握状況を明らかにした上で、保安林を重要な自然環境のまとまりの場としないことを妥当とした理由についてお示しください。	保安林についての情報は、保安林の指定目的（水源の涵養、災害の防備等）及び機能を損なわない計画とするよう、指定機関である林野庁と調整しつつ検討する方針です。また、保安林についての「設定根拠・経緯等」につきましては、「森林法(昭和26年法律第249号)」、「保安林制度」 ( <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html</a> 、林野庁ホームページ)、「保安林の種類別の指定目的」 ( <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2_2_3.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2_2_3.html</a> 、林野庁ホームページ)に記載されているとおりと認識しており、その運用（経緯）につきましては、「森林法」(昭和26年法律第249号)、「森林法施行令」(昭和26年政令第276号)、「森林法施行規則」(昭和26年農林省令第54号)、「保安林の指定の解除に係る事務手続について」(3林整治第478号)のとおりと認識しております。 上記資料に基づき、当該地域の保安林は「重要な自然環境のまとまりの場」とするより防災上の観点から指定されたものであると考えるのが妥当であると判断致しました。
追加4-24	258	表4-32 事業実施想定区域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場	1次		
			2次	p. 246の評価結果では、生物多様性の観点から重要度の高い湿地が6件となっておりますが、なぜ本項目では声問大沼及び猿払原野の2件のみとしているのでしょうか。動物の項においては6件としているのであれば、生態系の項においても6件記載すべきと考えますが、事業者の見解をご教示願います。	出典の指定件数とGIS上のデータ数のカウントに齟齬があり、大変失礼致しました。平仄を揃え、方法書において6件に統一させていただきます。
4-17	266	表4-34 事業実施想定区域及びその周囲音主要な眺望点	1次	事業実施想定区域周辺の集落にある施設等からの眺望点が選定されていません。地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても眺望点を選定すべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。	身近な景観の調査地点につきましては、関係市町村へのヒアリングを行いました。地域住民が日常生活で慣れ親しんでいる眺望点は把握されていなかったことから、調査地点としては選定しておりません。方法書以降の手続きにおいては、調査候補地点及び調査手法を設定したうえで、関係市町村や地元の地区長等へヒアリングを行い、適切に設定する方針です。
追加4-25	268	(2)予測	1次		
			2次	風力発電機の配置検討区域から予測地点での距離は、約4.1km から約15.8km で、想定されている風力発電機が全高189.5m と仮定した場合の垂直見込み角が0.7度から2.6度としているが、この垂直見込み角は標高差0mの場合であり、事業想定区域の地形を考慮すると山の尾根へ風車の配置をした場合、眺望地点と風車の設置点の標高差の見上げる形となり、垂直見込み角と鉄塔の見え方の知見と異なる見え方となる可能性があるため、それぞれの地域の景観の保全を考える上で、風力発電機的位置・配置や意匠形態に配慮すること。	ご指摘を踏まえ、方法書以降の手続きにおいては、実際の見え方を考慮した予測及び評価を行うとともに、予測結果に応じた環境保全措置を検討致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-18	272	(b)主要な眺望景観の変化の程度	1次	今後実施する現地調査では「垂直見込角1度未満の地点も含めて眺望景観を把握」するとありますが、そうであれば、景観資源として選定している「大沼」も主要な眺望点として調査地点に追加する必要はないでしょうか。	配慮書段階では、函郭内の収容な眺望点を対象に予測・評価を行っております。方法書以降の手続きにおいては、調査地点及び調査手法を設定したうえで、関係地域の自治体を含む関係機関にヒアリングを行い、主要な眺望点の利用者数や地域との関係性を考慮しつつ、垂直見込角1度未満の地点においても、利用状況や地域住民からの要望に応じて調査・予測を行うことによって、地域との合意形成に努めていきたいと考えております。
			2次	フォトモンタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季（春季・夏期・秋期・冬期）を通して人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。	フォトモンタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成します。また、フォトモンタージュの作成にあたっては、環境省からの指摘を踏まえ、人の視野特性に近いとされる焦点距離30mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で作成する予定です。また、具体的な調査回数やフォトモンタージュの作成時期に関しましては、方法書において記載致します。
4-19	276～278	表4-38 総合的な評価	1次	方法書以降の手續等において留意する事項として、いずれにおいても環境保全措置を検討することですが、環境要素によって「必要に応じて」や「予測結果に応じて」と文言を使い分けていますが、どのような場合に措置が検討されるのか。それぞれ具体的にご教示願います。	いずれも同義の表現として記載しております。平仄が揃っておらず、誤解を招く表現となっております。方法書以降で適切に修正致します。環境保全措置の検討にあたっては、影響が十分に回避・低減できないと予測された場合や影響の極力低減に努めることが適切であると考えられる場合等において、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討・実施していく方針です。

### 5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加5-1	資-1 資-5	既存文献（動物） 鳥類 既存文献鳥類 確認種一覧	1次		
			2次	①確認種一覧にはありませんが、猿払村では比較的近年にイヌワシの確認記録があります（枝幸研究(3)2012）。地域の状況把握で重要な情報が把握されていないこととなりますが、問題はないのでしょうか。 ②イヌワシの例から類推されることとして、他の分類群でも重要な把握漏れはないのでしょうか。参照文献の把握はどのように行ったのか、伺います。	①文献調査につきましては、追加5-2に記載のとおり文献を収集しており、比較的近年発表された報告等は反映されていないことから、地域の状況把握で重要な情報につきましては、専門家へのヒアリングによって可能な限り補足しております。また、北海道環境影響評価審議会においてご指摘頂きました地域の文献につきましては、方法書において追加致します。 ②文献調査は、当該地域における公的機関、研究会等の公開データベースや相リストとして整理された文献を主体に収集しております。ご指摘のとおり、特定の種に関する「記録」や「短報」に関する情報等は把握漏れの可能性もありますので、今後も有識者へのヒアリングや文献収集を行い、可能な限り補完に努めたいと考えております。
追加5-2	資-1	既存文献（動物） 昆虫類	1次		
			2次	①参照した文献が4つと少ないですが、対象地域の状況を把握するのに十分でしょうか、見解を伺います。 ②北海道環境データベースについて、どのような検索条件で種の記録を確認したのか、伺います。	①参照した文献のうち、北海道環境データベースは掲載文献（論文）数約1万の文献情報が集約された情報であり、既往調査が少ない中での当該地域の昆虫相は可能な範囲で把握できたものと考えておりますが、昆虫類については十分であるとは考えておりません。当該地域に生息する昆虫類につきましては、今後の現地調査にて適切に把握する方針です。 ②北海道環境データベースでは、事業実施想定区域を中心とした1/20万函郭内に含まれる10kmメッシュの情報収集しました。